

議案第47号

鳥取県林地開発条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県林地開発条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県林地開発条例の一部を改正する条例

鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 開発行為 法第10条の2第1項に規定する開発行為（行為としての一体性を有するものとして規則で定めるものを含む。）をいう。</p> <p>(2)～(8) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 開発行為 法第10条の2第1項に規定する開発行為（1ヘクタールを超える森林を開発する行為（行為としての一体性を有するものを含む。）に限る。）をいう。</p> <p>(2)～(8) 略</p>
<p>附 則</p>	
<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	